

平成二十三年三月八日受領
答弁第一〇七号

内閣衆質一七七第一〇七号

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員馳浩君提出国技としての大相撲のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出国技としての大相撲のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

「国技」とは、例えば、「その国特有の技芸。一国の代表的な競技。（出典 広辞苑）」とされていると承知している。なお、政府として、国技の認定の基準、考え方等を定めたものはない。

二について

御指摘の「会見等」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないが、例えば、平成二十三年二月四日の閣議後の記者会見において高木文部科学大臣が「国技とも言われた相撲」と述べたのは、相撲が広く国民に親しまれているという趣旨を述べたものである。

三及び四について

財団法人日本相撲協会（以下「協会」という。）の寄附行為において、相撲を「わが国固有の国技である」としていることは承知しているが、一について述べたとおり、政府として国技の認定の基準、考え方等を定めたものはなく、協会が相撲を国技と称するか否かについては、協会が適切に判断すべきものと考えている。

五について

文部科学省としては、広くスポーツを振興する観点から、現時点において、特定の競技種目に対し、お尋ねのような特別の位置付けを与えることは考えていない。